

鳥取県監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による行政監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成24年2月10日

鳥取県監査委員 山 本 光 範
鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝
鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子
鳥取県監査委員 興 治 英 夫
鳥取県監査委員 前 田 八 壽 彦

第1 監査の概要

1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、監査委員が、その地方公共団体の事務の執行が適確に行われているかどうかについて実施するものである。

本県においては、毎年度特定の課題を選定してこの監査を実施しているところである。

2 監査対象事務

指定管理者制度による公の施設の管理

3 監査対象事務の選定理由

県は、住民サービスの向上、管理経費の節減、管理運営の効率化、新たな発想（事業計画）による事業展開、利用促進を目指して、平成18年度から指定管理者制度を本格的に導入し、公の施設の管理・運営を委託している。

また、平成21年度の指定の更新から、指定管理者の積極的な事業展開、人材確保・育成や雇用の安定に配慮し、指定期間を3年から5年に延長するなど、指定管理者制度の見直しが行われている。

これまで財政的援助団体等の監査において、指定管理者について、不適正な事項の指摘や監査意見の提出を行ってきたところである。

これらの経緯を踏まえ、改めて公の施設について本来の設置目的に沿った運営が行われているか、指定管理者制度の導入が当初の目的どおりの効果を上げているか、解決すべき課題はないかを検証し、平成25年度に行われる次期指定管理者の指定の事務改善に資することとした。

4 実施期間

平成23年11月

5 監査の対象とした機関及び指定管理施設

15機関（33指定管理施設）

表1 監査対象機関及び指定管理施設

機 関 名	指 定 管 理 施 設 名
人権・同和对策課	人権ひろば21
文化政策課	夢みなとタワー
	県民文化会館
	倉吉未来中心
	米子コンベンションセンター
	童謡館
障がい福祉課	障害者体育センター
	鹿野かちみ園
	鹿野第二かちみ園

長寿社会課	皆生尚寿苑
	福祉人材研修センター
子育て応援課	鳥取砂丘こどもの国
水・大気環境課	天神川流域下水道
公園自然課	氷ノ山自然ふれあい館
	東郷湖羽合臨海公園（引地地区：燕趙園とその周辺）
	東郷湖羽合臨海公園（飲食施設及び売店）
	東郷湖羽合臨海公園（引地地区以外）
	布勢総合運動公園
農政課	農村総合研修所
生産振興課	とっとり花回廊
	鳥取二十世紀梨記念館
森林・林業総室	とっとり出合いの森
境港水産事務所	境港水産物地方卸売市場
空港港湾課	みなとさかい交流館
西部総合事務所県民局	大山駐車場
教育委員会事務局 家庭・地域教育課	生涯学習センター
教育委員会事務局 スポーツ健康教育課	鳥取産業体育館
	鳥取屋内プール
	米子産業体育館
	米子屋内プール
	倉吉体育文化会館
	武道館
	ライフル射撃場

注1 指定管理施設は、平成23年4月1日現在のものとした。（ただし、同日から管理委託を開始した「とっとりバイオフロンティア」は除いた。また、東郷湖羽合臨海公園（引地地区：燕趙園とその周辺）については、別途追加指定された飲食施設及び売店は別施設として扱った。）

2 指定管理施設の名称は、「鳥取県（立・営）」の名称は省略している。（以下同じ。）

〔参考〕資料1「指定管理施設の概要」

6 実施方法

監査対象の全ての機関に対して監査調書の提出を求め、関係者の説明を聴取するなどの方法により実地監査を実施し、併せて、一部の指定管理者については同時期に行った財政的援助団体等の監査時において意見聴取するとともに、別途意見照会を行った。

7 監査の着眼点

(1) 指定管理者の選定手続

- ア 募集要項及び指名指定の場合の審査要項は、目的に沿った具体的なものになっているか。
- イ 指定管理者の審査基準は、適切か。
- ウ 公募の場合の募集の周知方法及び募集期間は、適正か。

(2) 管理に関する事務手続

協定書に必要事項が定めてあるか。

(3) 施設の管理運営状況

- ア 施設の利用状況は、どうか。
- イ 経費の節減の取組が行われているか、また、経営収支は安定しているか。
- ウ 施設の安全管理は、適正か。

(4) 施設の維持・修繕

- ア 責任分担は、適正か。
- イ 施設及び設備は、計画的に修繕することとなっているか。

(5) 県との協力・分担体制

県と指定管理者との協力・分担体制がとれているか。

(6) 施設の設置目的をより効果的に達成するために検討すべき事項

- ア 指定管理者の努力に対するインセンティブが働く仕組みは、あるか。
- イ 管理運営の評価・検証を行っているか。
- ウ 将来の安定的な運営は、確保されているか。

(7) 施設の設置目的に沿った運営

各施設の設置及び管理に関する条例等（以下「設管条例」いう。）に定められた設置目的に沿った運営が行われているか。

8 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	山	本	光	範
	やま	もと	みつ	のり
監査委員	米	田	由	起
	よね	た	ゆ	き
監査委員	伊	木	隆	司
	い	ぎ	たか	し
監査委員	山	根	真	知
	やま	ね	ま	ち
監査委員	興	治	英	夫
	おき	はる	ひで	お
監査委員	前	田	や	す
	まえ	た	や	す
			ひ	こ
			八	壽
			彦	

第2 監査対象事務の概要

1 公の施設の設置及び管理

公の施設とは、地方自治法第244条第1項に規定する住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設（以下「公の施設」という。）をいう。

一方、公の目的のために設置された施設であっても、庁舎や研究施設など住民の利用に供することを目的としていない施設などは公の施設には当たらないとされている。

本県では、公園、体育館、博物館、文化会館など、平成23年4月現在で65施設（県営住宅、県立学校、河川、道路等を除く。）が設置されている。

2 指定管理者制度

指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に、公の施設の管理を行わせるものであり、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として、平成15年の地方自治法の改正により設けられた制度である。

改正前の地方自治法では、公の施設の管理を地方公共団体が外部に委ねる場合は、相手先が地方公共団体の出資法人や公共的団体などに限定されており、地方公共団体の管理権限の下で、具体的な管理の事務・業務を管理受託者が執行していた。

指定管理者制度では、公の施設の管理は、地方公共団体の指定を受けた指定管理者として、地方公共団体の出資法人や公共的団体などに加え、新たに民間企業、NPOなどの団体による管理も可能となった。

また、指定管理者に施設の管理権限を委任し、使用許可などの業務を行わせることも可能となった。

指定管理者として指定するに当たっては、指定の手續、業務の具体的範囲、管理の基準等を定める条例を制定し、個々の指定管理者を議会の議決を経て、期間を定めて指定することとなっており、本県では、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手續等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号。以下「手續条例」という。）を定めている。

なお、指定管理業務を適正に執行するため、指定管理者制度を所管している業務効率推進課は、募集要項、審査基準、協定書等について標準様式を示している。

表2 管理委託制度（旧）との比較（地方自治法第244条の2）

	管理委託制度（旧）	指定管理者制度（新）
受託者	地方公共団体の管理権限の下で、具体的な管理の事務・業務を以下の管理受託者が執行→以下の者に限定 <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の出資法人のうち一定要件を満たすもの（2分の1以上出資等） 公共団体（土地改良区等） 公共的団体（農協、生協、自治会等） 	地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が管理を代行 →民間事業者、NPOによる管理が可能 <ul style="list-style-type: none"> 法人その他の団体を議会の議決を経て、期間を定めて指定
管理権限	管理権限は地方公共団体が保有 →管理受託者による使用許可は不可	管理権限を指定管理者に委任 →指定管理者による使用許可が可能 （ただし、使用料の強制徴収や行政財産の目的外使用許可など、法令上、地方公共団体の長に専属的に付与された権限は行えない）

注 業務効率推進課のホームページより作成

第3 監査結果及び監査意見

1 指定管理者の選定手続

指定管理者の指定に当たっては、手続条例では公募によることとされているが、公の施設の設置目的、特性、規模等を考慮し、特に必要があると認められるときは公募によらず、指定管理候補者を選定（以下「指名指定」という。）することができることとされている。

(1) 募集要項及び指名指定の場合の審査要項について

施設ごとに募集要項及び審査要項を適正に作成しているか確認した。

〔監査結果〕

全ての施設で、必要事項を具体的に記載した募集要項及び審査要項を作成していた。

(2) 指定管理者の審査基準について

手続条例では、公募による場合だけでなく、指名指定の場合でも指定管理候補者の選定に当たっては、審査基準を定め、申請の内容を審査することとされている。

このことから、施設ごとに審査基準を適正に定めているか確認した。

〔監査結果〕

各施設とも、必要な事項を記載した審査基準を定めていた。

なお、公募の場合では応募者が見積もった「県の委託料額の多寡」を審査基準の項目の1つとしており、その配点は、10/110～20/100となっていた。

表3 県の委託料額の多寡に係る配点の状況

配点	施設名
10/110	鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール、米子産業体育館、米子屋内プール、倉吉体育文化会館
10/100	夢みなとタワー、氷ノ山自然ふれあい館、とっとり花回廊、鳥取二十世紀梨記念館、とっとり出合いの森
15/100	障害者体育センター、鳥取砂丘こどもの国
20/100	東郷湖羽合臨海公園（引地地区：燕趙園とその周辺）、東郷湖羽合臨海公園（引地地区以外）、生涯学習センター

〔監査意見〕

管理経費の節減は、指定管理者制度の目的の1つとされており、見積額は重要な審査項目であるが、審査基準の配点については、施設によってまちまちである。配点の設定について、合理的な説明ができるよう留意されたい。

(3) 公募の場合の募集の周知方法及び募集期間について

募集の周知方法及び募集期間が適正であったか確認した。

〔監査結果〕

募集の周知方法については、県広報、ホームページ及び新聞により行っており、必要な周知を図っていた。

募集期間については、多くの施設の更新が行われた平成21年度段階では、当時の業務効率化室の指導で30日は確保することとされていたことから、おおむね30日設定していた。

なお、30日では短いとの応募者からの指摘を受け、業務効率化室は平成22年度以降の指定からは1か月半以上の期間を設定するよう指導している。

2 管理に関する事務手続

県は指定管理者と指定管理施設の管理に関する協定を締結することとなっており、協定で定める事項は、手続条例で規定されている。

〔監査結果〕

全ての施設について、手続条例に基づき必要事項を定めた協定書を作成しており、問題とすべき点はなかった。

しかし、一部の施設については、清掃業務等の再委託について、事前承認を要し、さらに、委託後に状況報告、年度終了後にも事業報告を求めるなど、不必要と思われる事務手続を定めている事例があった。

また、小規模施設であるライフル射撃場では、利用者は、実態として県ライフル射撃協会の会員に限定されているにもかかわらず、大規模な集客施設と同様の事務処理を求めるなど、不必要と思われる事務手続を定めた協定書となっていた。

〔監査意見〕

事務の効率化の観点から、協定書に不必要と思われる事務手続を定めているものはないか再度点検し、省略が可能なものは簡素化するなど実態に応じた事務手続に改善されたい。

3 施設の管理運営状況

(1) 施設の利用状況について

〔監査結果〕

利用者数の状況について、指定管理者制度の導入前と比較して利用者数が増加し、指定管理者制度導入の効果がみられる施設もあるが、一方、利用者数が減少している施設があった。

表4 利用者数の大幅な増減等があった施設

区分	施設名
増加施設	夢みなとタワー、みなとさかい交流館、生涯学習センター、倉吉体育文化会館、武道館
減少施設	人権ひろば21、倉吉未来中心、東郷湖羽合臨海公園（引地地区：燕趙園とその周辺）

注1 指定管理者制度の導入前に比べて20パーセント以上の増減があった施設を掲載した。

2 平成23年2月及び3月に改修工事のため休館した童謡館は除いた。

〔参考〕資料2「利用者数等一覧」

〔監査意見〕

指定管理者制度の導入前と比較して、利用者数が大幅に減少している施設については、指定管理者と原因分析を行い、利用促進策を検討されたい。

(2) 施設の経費節減の取組及び経営収支について

〔監査結果〕

ほとんどの施設で光熱水費の節減や清掃業務等の委託契約を単年度契約から複数年契約にするなど経費の節減が図られたことにより、経営収支については、おおむね安定していた。

しかし、東郷湖羽合臨海公園（引地地区：燕趙園とその周辺）については、入園者の大幅な減少による収入減のため赤字となっている。

〔監査意見〕

東郷湖羽合臨海公園（引地地区：燕趙園とその周辺）については、入園者の減少が続いているため、集

客対策等に併せ、運営の維持、安定を図るための抜本的な対策を検討されたい。

(3) 施設の安全管理について

利用者等の安全確保については、施設の設置者である県と指定管理者の双方にとって極めて重要な事項である。

このことから、施設の日常の点検状況、緊急時の対応マニュアルの策定や訓練の実施等の緊急時の対応が行われているか確認した。

〔監査結果〕

大部分の施設ではおおむね適正な安全管理が図られていた。しかし、境港水産物地方卸売市場では、みさき会館について消防法に規定されている消防計画が未策定で、避難訓練等も実施していなかった。

〔監査意見〕

境港水産物地方卸売市場については、安全管理に向けた取組を確認し、必要な措置を講じるなど安全管理を徹底されたい。

4 施設の維持・修繕

(1) 修繕の責任分担について

〔監査結果〕

施設等の修繕に係る県と指定管理者の責任分担について、大多数の施設で協定書により大規模修繕は設置者である県の負担、小規模修繕は指定管理者の負担により行うこととしている。

多くは県で小規模修繕の支出科目の上限となる50万円を基準とし、天神川流域下水道では、工事又は製造の請負の随意契約ができる上限の250万円を基準としている。

一部の施設では、上記の基準によれば県が行うべきと思われる修繕について、迅速な対応が必要等の理由から協定書に定める基準を超えて指定管理者が行ったものがあつた。

また、修繕の責任分担について、指定管理者から次のような意見があつた。

○指定管理者の意見

- | |
|---------------------------------------|
| ア 修繕の責任分担の判断基準は金額ではなく、修繕の内容により分けてほしい。 |
| イ 突発的に生じた修繕に、迅速に対応してほしい。 |
| ウ 指定管理者が執行可能な予備費的管理費を委託料に計上してほしい。 |

表5 施設等の修繕に係る責任区分

指定管理者の責任区分	施設名
発注1件当たり50万円未満の修繕	天神川流域下水道、農村総合研修所、人権ひろば21及びライフル射撃場以外の施設
発注1件当たり250万円未満の修繕	天神川流域下水道
天変地変による改良・修繕以外の修繕	農村総合研修所
全て県の責任	人権ひろば21、ライフル射撃場

表6 協定書に定める責任分担によらず修繕を行った事例（平成21、22年度実施分）

施設名（所管課）	工事内容及び金額〔実施年度〕
鳥取砂丘こどもの国 （子育て応援課）	外周路舗装工事 2,795千円〔H21.22〕 ※1件50万円未満の分割発注（計6件）
童謡館 （文化政策課）	展示映像投影装置改修 765千円〔H21〕 映像投影装置改修 549千円〔H22〕
とっとり花回廊 （生産振興課）	トレイン新設通路補修 651千円〔H21〕

〔参考〕資料3「修繕費等一覧」

〔監査意見〕

一定の金額を基準として、県と指定管理者の責任分担を定める方法は、1つの妥当な方法と考えられるが、必要な修繕を迅速に行えるよう、指定管理者の意見を聴きながら、実態に応じた対応を検討されたい。

(2) 施設及び設備の計画的な修繕について

施設及び設備は計画的に修繕されることとなっているか確認した。

〔監査結果〕

施設の機能保全や長寿命化を図るため、33施設中5施設で長期修繕計画を策定していた。

なお、知事部局の県有施設の保安全管理や点検業務等を所管している営繕課では、指定管理施設を含めた施設の「県有施設中長期保全計画」の基本方針を平成23年度中に策定し、平成24年及び25年に各施設の中長期保全計画の策定を予定しているが、教育委員会所管の施設では中長期計画の策定予定はない。

<長期修繕計画を作成している施設>

県民文化会館、倉吉未来中心、米子コンベンションセンター、天神川流域下水道、布勢総合運動公園

〔監査意見〕

教育委員会所管の施設については、施設の安定的な運営や長寿命化を図る観点から、中長期の修繕計画を策定するなど、計画的な施設保全を検討されたい。

5 県との協力・分担体制

施設の設置目的に沿った適正な管理運営となるよう、県と指定管理者との協力・分担体制がとれているか確認した。

〔監査結果〕

多くの施設では、県との協力・分担体制がとれていたが、一部の施設では、施設の現状の把握が不十分で、指定管理者に任せきりにしている状況も見受けられた。

表7 施設の現状把握ができていない事例

施設名（所管課）	事 例
鳥取砂丘こどもの国 （子育て応援課）	<p>監査の際に確認するまで、次のような事実を認識していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が行うべき修繕を指定管理者が行っていた。 ・児童厚生施設にふさわしくないとしているアルコールが販売されていた。

〔監査意見〕

各施設の所管課は、設置者としての認識のもとに、常に施設の運営状況を把握するとともに、指定管理者と定期的な情報交換を行うなど、公の施設が設置目的どおりの機能を発揮できるよう対応されたい。

6 施設の設置目的をより効果的に達成するために検討すべき事項

(1) 指定管理者の努力に対するインセンティブについて

指定管理者が利用者の増加やより良いサービスの提供などの良好な運営を積極的に行うためには、意欲を引き出すため外部から与える刺激、報酬などのインセンティブが働く仕組みが重要である。

そこで、指定管理者の良好な運営への努力に対するインセンティブが働いているか確認した。

〔監査結果〕

利用料金を設定している施設では、指定管理者が収受した利用料金は指定管理者の収入となり、利用者が増加するほど指定管理者の収入が増えることにより、利用者増加のインセンティブが働く仕組みとなっている。

一方、利用料金の設定がない施設では、委託料から支出額を差し引いた残額が指定管理者の収入となるため、利用者が増加しても指定管理者の収入増につながらず、利用者増のインセンティブが働かない状況となっている。

指定管理者制度を効果的に運用するためには、指定管理者のやる気を向上させるインセンティブの付与は重要であるが、多くの指定管理者から、安定的な運営の観点で次のような意見があった。

○指定管理者の意見

ア 指定期間の制約があるため、職員の採用や人材の育成への対応が困難な状況がある。

イ 良好な運営を行った場合、次期の委託について有利になるような仕組みにして欲しい。

〔監査意見〕

指定管理者制度を効果的に運用する観点から、指名指定による良好な運営を行った指定管理者には、再び指名する仕組みや、公募による指定の場合に良好な運営を行った指定管理者には、次期指定の審査に当たりメリットを付与するなど、指定管理者にサービス向上のインセンティブが働くような仕組みを検討されたい。

(2) 管理運営の評価・検証について

指定管理者による施設の管理状況について、県は指定管理者から提出される年度終了後の事業報告書等により、毎年度点検及び評価を行い、この結果を「指定管理業務点検・評価シート」に取りまとめ、その結果を指定管理者に通知するとともに、公表して施設の適正な管理運営に資することとしている。

また、指定期間中1回は外部の意見を聴くこととしている。

これらのことから、施設の管理運営の評価及び検証が適切に行われているか確認した。

〔監査結果〕

事業年度終了に伴う事業報告書の提出後、速やかに行うべき点検及び評価を行っていない、又は遅延した機関が多数あった。

さらに、外部評価については、指定期間中1度は実施することとなっているが、平成23年度時点ではほとんど実施していない。

なお、全ての施設で利用者数などの具体的な目標（値）を定めておらず、施設の特性、指定管理者への委託業務の内容に応じて、施設個別に点検すべき項目を設定していないものがあった。

表8 毎年度の点検・評価に係る不適切事例（平成22年度実績分）

事 項	機 関 名 (施 設 名)
未 実 施	文化政策課（倉吉未来中心、童謡館） 長寿社会課（福祉人材研修センター） 境港水産事務所（境港水産物地方卸売市場） 西部総合事務所県民局（大山駐車場） 家庭・地域教育課（生涯学習センター）
遅 延 (注)	文化政策課（夢みなとタワー、県民文化会館、米子コンベンションセンター） 障がい福祉課（障害者体育センター、鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園） 子育て応援課（鳥取砂丘こどもの国） 水・大気環境課（天神川流域下水道） 公園自然課（氷ノ山自然ふれあい館、東郷湖羽合臨海公園（引地地区：燕趙園とその周辺）、東郷湖羽合臨海公園（飲食施設及び売店）、東郷湖羽合臨海公園（引地地区以外）、布勢総合運動公園） 生産振興課（とっとり花回廊） 森林・林業総室（とっとり出合いの森） スポーツ健康教育課（鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール、米子産業体育館、米子屋内プール、倉吉体育文化会館、武道館、ライフル射撃場）

注 遅延については、事業報告書提出後4か月以上の遅延を掲載した。

〔監査意見〕

毎年度行う点検及び評価については、次期事業計画に反映するよう、速やかに実施されたい。

また、県は指定管理者に対してどのような成果を期待するのか目標（値）を定めることを検討されたい。

(3) 将来の安定的な運営の確保について

将来の安定的な運営は確保されているか、人材の確保及び委託料の設定の状況について確認した。

ア 人材の確保

〔監査結果〕

平成21年度からは、人材確保・育成や雇用の安定への配慮から指定期間を3年から5年に見直したところであるが、指定管理者の中には、将来の委託料の減額や指名指定の継続に不安を抱き、長期的な人材養成に支障があると感じたり、正職員等の採用に踏み切れない団体があった。

〔監査意見〕

公の施設のサービスの向上を図るためには、管理及び運営に携わる職員のスキルの向上が不可欠である。そのためには、長期的な視点に立ち、雇用の安定を図るとともに、研修などを通じた人材の育成を図ることが重要であり、その趣旨からも前述6(1)の監査意見に留意されたい。

イ 委託料の設定

〔監査結果〕

県の指定管理における委託料の限度額である債務負担行為額の設定において、大部分の施設では、人件費について民間平均給与を基に、その他の経費は実績等を基に必要額を算出していた。

ただし、天神川流域下水道では、人件費について、民間平均給与を下回って算出していた。

表9 県の委託料（債務負担行為）設定の基本的な考え方

支出	人件費	各施設の規模及び業務内容に応じ、必要な組織体制を想定の上、各階層ごとに鳥取県人事委員会の実態調査による民間平均給与を当てはめて算出
	修繕費	公 募：前回の予定価格を基に算出
	その他	指名指定：過去3年間の実績平均額を基に算出
収入	過去3年間の実績平均額を基に算出	

また、指定管理者から、委託料の設定について次のような意見があった。

○指定管理者の意見

ア 指定管理者が努力して経費を節減しても、次期更新した際の委託料では、その節減に応じて下げられるのではないかと危惧している。
イ 経費削減が次期の委託料に反映され、節減意欲の減退に繋がりがねないため、「標準管理経費」の設定を検討すべき。

〔監査意見〕

次期指定に向けた委託料の限度額の設定に当たって、次の点に留意されたい。

- ・人件費について、民間平均給与より減額して算出された施設があったことから、過度の抑制をせず、指定管理者の職員の意欲喚起につながるよう適正に算出されたい。
- ・人件費以外の経費について、合理的に算出した標準管理費の設定を検討する等、経費削減に努力した結果が次期委託料の単純な減額に繋がらないよう配慮されたい。

7 施設の設置目的に沿った運営

各施設には、設管条例等により設置目的が定められており、指定管理者はその設置目的に沿って管理運営を行うこととなっている。

このことから、設置目的に沿って適正に運営されているか確認した。

〔監査結果〕

大部分の施設において、設置目的を念頭においた運営が行われていたが、次のように設置目的が事業に十分反映されていない施設や設置目的の見直しが必要な施設があった。

表10 設置目的が事業に十分反映されていない施設

施設名	設置目的	現 状
鳥取砂丘こどもの国	自然とのふれあいや遊びを通じて子どもたちが憩い楽しめる場を提供し、もって児童の健全な育成に資する。 〔児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設である。〕	指定管理者の性格上、集客人員の増加を重視するあまり、イベントショー等による集客を優先して、自然とのふれあいの視点が薄れている。

生涯学習センター	生涯学習の振興に資する。	カルチャースクール等の貸し館業務が主になっており、県民の生涯学習の振興の拠点としての役割を果たしているようには見受けられない。
----------	--------------	---

表11 設置目的の見直しが必要な施設

施設名	設置目的	現状
夢みなとタワー	本県及び環日本海諸国を中心とする国内外の自然、歴史、文化等の紹介並びに物産の展示及び宣伝を行い、もって本県の観光の振興に資する。	必ずしも環日本海地域にこだわることなく、幅広い交流や地域活性化の拠点としての役割が大きくなっている。設置目的と内容が乖離しつつある。
氷ノ山自然ふれあい館	国定公園氷ノ山の豊かな自然を紹介し、その魅力を体験できる場を提供するとともに、自然を大切にすることを心がくむ。	自然を紹介する立体展示や自然体験教室を中心とした運営が行われているが、自然体験活動のセンター的機能や、周辺の施設と連携した展開等も期待される。

〔監査意見〕

- ・設置目的が事業に十分反映されていない施設については、設置目的に沿った施設の運営となるよう努められたい。
- ・また、設置目的の見直しが必要な施設については、設置目的を再度検討されたい。

8 個別課題

第1の7監査の着眼点を基に監査を実施したが、次のような課題も判明したので、前述に加えて個別課題として監査意見とする。

(1) 鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園、皆生尚寿苑

ア 移管を前提としている施設について

〔監査意見〕

指定管理者制度の導入時に「入居者の処遇の安定性を図るため、厚生事業団への移管を前提に、その条件が整うまで当面当該団体が管理することが適当」として、指名指定により運営されてきた。

については、起債の償還が完了するなどの条件が整い次第、早期に移管することを検討されたい。

(2) 天神川流域下水道

ア 施設の維持修繕の責任分担について

〔監査意見〕

天神川流域下水道における施設・設備の修繕について、鳥取県天神川流域下水道公社（以下「公社」という。）の責任分担は250万円を限度とし、それ以上の修繕は県が行っているが、これでは経済性、迅速性及び効率性に欠けるとして公社が修繕の限度額の見直しを求めている。

県が修繕を発注するためには、まず公社が県の担当課（水・大気環境課）に修繕の内容と必要性を説明した上で、県の予算を確保し、執行に当たっては、担当課が修繕を発注する県機関に内容を説明し、発注を依頼することとなる。

公社としては、下水道設備関係については公社の方が専門性が高く、指定管理者制度の導入以前は上限なく自らが発注していたことから、手間と時間をかけて県が発注するより自ら発注の方が迅速で効率的だと考えている。

については、単純に金額で責任分担するのではなく、例えば、下水道関係設備については、原則公社が行う等修繕内容によって分担するなどの現実に即した方法を検討されたい。

(3) 農村総合研修所

ア 設置目的について

〔監査意見〕

農村総合研修所の施設の設置目的は「農村指導者等の研修のための利用に供し、農業の振興に資する」となっているが、県中部に位置する宿泊機能を有する研修施設であり、農業関係者の利用にとどまることなく、広く有効活用を検討されたい。

イ 施設の改修等について

〔監査意見〕

研修施設のトイレは車いす対応となっているが、宿泊施設は風呂、トイレ等について未対応である。

また、当施設は公共交通機関の利用が不便なため、利用者の交通手段は自動車为主であるが、施設の利用可能定員が最大で268名、1室でも80名の定員に対して、駐車可能台数は約20台と少ない状況である。

については、県民が利用しやすいよう、障がいのある方への対応を図るとともに、駐車場の確保等を検討されたい。

(4) 生涯学習センター

ア 設置目的等について

〔監査意見〕

生涯学習センターの施設の設置目的は「県民の生涯学習の振興に資する」とあり、制度導入以前は、当施設に県の機関である「生涯学習センター」が設置され、県民の生涯学習の振興に係る業務を行っており、当施設は設置目的どおり運営されていた。

制度導入後は、施設の機能は公募により指定管理者となった鳥取県教育文化財団が担っているが、貸し館業務を専らとしており、施設の設置目的どおり運営できる体制となっておらず、専門性も不十分である。

については、「県民の生涯学習の振興」は誰がどう担うこととするのか役割分担を明確にするとともに、施設の設置目的どおりの機能を十分に発揮できるよう鳥取県教育文化財団の今後のあり方も含め検討されたい。

9 総括的意見

指定管理者制度は、公の施設について、民間事業者等有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図って行くことで、施設の設置目的を効果的に達成するため設けられた制度である。

指定管理者のノウハウを有効に活用していくためには、指定管理者において、人材の確保、育成を図るとともに、その職員が意欲的に働ける環境を整えていくことが最も重要であると考えられる。

しかし、指定管理者の多くは、制度導入当初、指定を受けるに当たって給与の引下げを行っており、職員のやる気の低下や人材の確保が困難となることを危惧している。

また、ほとんどの施設が制度導入からおおむね6年を経過しており、住民への公共サービスの提供については県が最終的に責任を負うという、公の施設の設置者としての認識が希薄となり、指定管理者任せとなっている状況も見受けられた。

については、次期指定に向け、指定管理者制度が目的どおりの効果を上げ、公の施設の設置目的に沿って適切に運営されるよう努力されたい。

資料1

指定管理施設の概要

〔平成23年4月1日〕

所管機関	施設名等 (所在地)	設置目的	施設概要	・指定管理者 ・指定期間 ・職員数
------	---------------	------	------	-------------------------

総務部 人権局 人権・同和 対策課	人権ひろば21 (鳥取市扇町21)	県民に対し、生涯を通じて主体的に人権について学習し人権尊重の理念に対する理解を深めるための機会を提供する。	・敷地面積 875.56㎡ ・建築面積 650.47㎡ ・使用料無料	・(社)鳥取県人権文化センター ・H21.4.1～H26.3.31 ・8人 (うち正職員2人)
文化観光局 文化政策課	夢みなとタワー (境港市竹内団地255-3)	本県及び環日本海諸国を中心とする国内外の自然、歴史、文化等の紹介並びに物産の展示及び宣伝を行い、もって本県の観光に資する。	・敷地面積 11,374㎡ ・延床面積 8,456㎡ ・使用料あり	・鳥取県観光事業団 ・H21.4.1～H26.3.31 ・13人 (うち正職員3人)
	県民文化会館 (鳥取市尚徳町101-5)	県民の文化の振興を図る。	・敷地面積 32,056㎡ ・延床面積 19,515㎡ ・使用料あり	・(財)鳥取県文化振興財団 ・H21.4.1～H26.3.31 ・29人 (うち正職員21人)
	倉吉未来中心 (倉吉市駄経寺町212-5)	人と人との交流を促進し、地域の活性化を図る。	・敷地面積 21,117㎡ (鳥取県男女共同参画センターを含む) ・延床面積 16,401㎡ (鳥取県男女共同参画センターを含む) ・使用料あり	・(財)鳥取県文化振興財団 ・H21.4.1～H26.3.31 ・22人 (うち正職員13人)
	米子コンベンションセンター (米子市末広町294)	国内外との学術、情報、技術、文化等の交流を促進し、地域の経済の発展と文化の振興を図る。	・敷地面積 17,661㎡ ・延床面積 18,595㎡ ・使用料あり	・(財)とっとりコンベンションビューロー ・H21.4.1～H26.3.31 ・職員数18人
	童謡館 (鳥取市西町三丁目202)	童謡・唱歌等を通じて、特色ある地域文化の振興に資する。	・敷地面積 3,412.55㎡ ・延床面積 5,923㎡ ・使用料あり	・(財)鳥取童謡・おもちゃ館 ・H21.4.1～H26.3.31 ・19人 (うち正職員14人)
	福祉保健部 障がい福祉課	障害者体育センター (鳥取市湖山町西三丁目113-2)	障がい者の体育活動を推進して福祉の増進を図る。	・敷地面積 2,277.13㎡ ・建築面積 992.65㎡ ・使用料あり
鹿野かちみ園 (鳥取市鹿野町今市1078)		障がい者の施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サー	・敷地面積 41,646.52㎡ ・建築面積	・(社福)鳥取県厚生事業団 ・H21.4.1～H26.3.31 ・48人

		ビスを行う施設。	3,929.05㎡ ・自己負担額有	(うち正職員38人)
	鹿野第二かちみ園 (鳥取市鹿野町寺内102)	障がい者の施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設。	・敷地面積 (鹿野かちみ園に含まれる) ・建築面積 4,188.75㎡ ・自己負担額有	・(社福)鳥取県厚生事業団 ・H21.4.1～H26.3.31 ・50人 (うち正職員40人)
福祉保健部 長寿社会課	皆生尚寿苑 (米子市新開一丁目5-15)	居宅において養護を受けることが困難な老人を入所させ、養護すること。	・敷地面積 8,997.27㎡ ・建築面積 4,415.53㎡ ・自己負担額有	・(社福)鳥取県厚生事業団 ・H21.4.1～H26.3.31 ・38人 (うち正職員26人)
	福祉人材研修センター (鳥取市伏野1729-5)	社会福祉にかかわる人材の育成を行うとともに、県民の社会福祉に対する理解と参加の促進を図る。	・敷地面積 14,628.72㎡ ・延床面積 5,401.04㎡ ・使用料あり	・(社福)鳥取県社会福祉協議会 ・H21.4.1～H26.3.31 ・5人 (うち正職員2人、当センター専任は嘱託1人)
福祉保健部 子育て王国 推進局 子育て応援 課	鳥取砂丘こどもの国 (鳥取市浜坂1157-1)	自然とのふれあいや遊びを通じて子どもたちが憩い楽しめる場を提供し、もって児童の健全な育成に資する。	・敷地面積 193,315㎡ ・建築面積 6,909㎡ ・使用料あり	・(財)鳥取県観光事業団 ・H21.4.1～H26.3.31 ・17人 (うち正職員8人)
生活環境部 水・大気環 境課	天神川流域下水道 (東伯郡湯梨浜町は わい長瀬1517)	天神川や東郷池などの公共水域の水質を保全し、公衆衛生の向上を図る。	・管渠延長 28.6km ・天神浄化センター (終末処理場： 管理棟、水処理棟、汚泥処理棟、汚泥焼却炉) ・使用料 流入量により市町村負担金として県が徴収 ・処理区域 倉吉市、三朝町、北栄町、湯梨浜町	・(財)鳥取県天神川流域下水道公社 ・H21.4.1～H26.3.31 ・8人 (うち正職員8人)
生活環境部 公園自然課	氷ノ山自然ふれあい館 (若桜町つくよね)	国定公園氷ノ山の豊かな自然を紹介し、その魅力を体験できる場を提供すると	・敷地面積 12,645㎡ ・建築延床面積	・(財)鳥取県観光事業団 ・H21.4.1～H26.3.31 ・5人

		もに、自然を大切にすることをはぐくむ。	2,759㎡ ・使用料無料	(うち正職員4人)
	東郷湖羽合臨海公園 (引地地区：燕趙園とその周辺) (東伯郡湯梨浜町)	鳥取県中部地域の観光の拠点施設として、また鳥取県と中国河北省との友好のシンボルとして、鳥取県の観光の振興を図る。	・敷地面積 7.4ha ・使用料あり	・(財)鳥取県観光事業団 ・H21.4.1～H26.3.31 ・14人 (うち正職員5人)
	東郷湖羽合臨海公園 (飲食店及び売店) (東伯郡湯梨浜町)		(敷地面積は上記に含まれる)	・(財)鳥取県観光事業団 ・H22.7.1～H26.3.31 ・16人 (うち正職員3人)
生活環境部 公園自然課	東郷湖羽合臨海公園 (引地地区以外) (東伯郡湯梨浜町)	広域公園として、県民のレクリエーション活動の振興を図ることにより、県民の心身の健康増進を図る。	・敷地面積 54.3ha ・使用料あり	・(財)鳥取県観光事業団 ・株式会社チュウブ共同企業体 ・H21.4.1～H26.3.31 ・21人 (うち正職員3人)
	布勢総合運動公園 (鳥取市布勢)	広域の総合運動公園として、高度な施設機能を確保の上、県民のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図る中核的施設の役割を果たすことにより、県民の心身の健康増進を図る。	・敷地面積 52.4ha ・使用料あり	・(財)鳥取県体育協会 ・H21.4.1～H26.3.31 ・20人 (うち正職員14人)
農林水産部 農政課	農村総合研修所 (倉吉市大原字宮ノ下632-4)	農村指導者等の研修のための利用に供し、農業の振興に資する。	・敷地面積 3,506㎡ ・延床面積 研修施設 1,172㎡、 宿泊施設 544㎡ ・使用料あり	・鳥取県農業協同組合中央会 ・H21.4.1～H26.3.31 ・4人 (うち正職員0人・・・常駐は臨時職員1人)
農林水産部 生産振興課	とっとり花回廊 (西伯郡南部町鶴田110)	県民に花と緑あふれる憩いの場を提供するとともに、観光及び花き園芸の振興に資する。	・敷地面積 596,901.47㎡ ・建築面積 14,670.26㎡ ・使用料あり	・(財)鳥取県観光事業団 ・H23.4.1～H28.3.31 ・119人 (うち正職員24人)
	鳥取二十世紀梨記念館 (倉吉市駄経寺町198-4)	梨に関する産業、歴史及び文化への県民の理解を深めるとともに、観光及び果樹の振興に資する。	・敷地面積 4,301.00㎡ ・建築面積 2,693.88㎡ ・使用料あり	・(財)鳥取県観光事業団 ・H21.4.1～H26.3.31 ・19人 (うち正職員5人)
農林水産部 森林・林業 総室	とっとり出合いの森 (鳥取市桂見293)	県民に森林とのふれあいの場を提供し、自然観察、野外活動等を通じて森林に対	・敷地面積 77ha ・使用料無料	・(株)谷尾樹楽園 ・H21.4.1～H26.3.31 ・4人

		する理解を深めるとともに、広く県民の保健及び休養に資する。		(うち正職員 3 人)
農林水産部 境港水産事務所	境港水産物地方卸売市場 (境港市昭和町 9 - 7)	水産物の卸売等を行なわせる施設として設置。	・上屋面積 22,241㎡ ・使用料あり	・境港水産物市場管理(株) ・H21. 4. 1 ~ H26. 3. 31 ・10人
県土整備部 空港港湾課	みなとさかい交流館 (境港市大正町215)	環日本海時代の対岸諸国との窓口となるべきシンボリックな施設として、入港船舶の乗組員や隠岐汽船の旅客、一般県民等幅広い人々に海を通じた出会いと交流の場を提供するとともに、対岸諸国の情報や鳥取県内の観光案内等の情報発信機能をもつ施設として設置する。	・敷地面積 2,301㎡ ・延床面積 3,919㎡ ・使用料あり (会議室のみ)	・境港管理組合 ・H21. 4. 1 ~ H26. 3. 31 ・9人 (うち正職員 5 人)
西部総合事務所 県民局	大山駐車場 (西伯郡大山町大山、大山町赤松)	国立公園大山地内の利便性を高め、県民が大山の自然並びに歴史及び文化に親しむ機会を増大させ、もって自然を大切にすることをはぐくむとともに、大山の観光振興に寄与する。	・駐車場名、面積 大山国立公園 駐車場(大山博労座第 1 から第 5 駐車場) 16,552.89㎡ 大山屋内駐車場(大山立体駐車場 1 階及び 2 階) 7,640.59㎡ 大山隠岐国立公園上楨原駐車場(大山楨原駐車場第 1 から第 3 駐車場) 35,151㎡ ・使用料あり	・大山町観光協会大山観光局 ・H21. 4. 1 ~ H24. 3. 31 ・5名
教育委員会 事務局 家庭・地域 教育課	生涯学習センター (鳥取市扇町21)	生涯学習の振興に資するため。	・敷地面積 4,271.41㎡ ・延床面積 本館棟 3,839.21㎡、 ホール棟	・(財)鳥取県教育文化財団 ・H21. 4. 1 ~ H26. 3. 31 ・12人 (うち正職員 2 人)

			994.74㎡ ・使用料あり	
教育委員会 事務局 スポーツ健康教育課	鳥取産業体育館 (鳥取市天神町50-2)	県民に体育及び集会等のための場を提供し、体育及び産業の振興並びに福祉の増進に資する。	・敷地面積 12,087.6㎡ ・延床面積 7,827.34㎡ ・使用料あり	・(財)鳥取県体育協会 ・H21.4.1～H26.3.31 ・15人 (うち正職員5人)
	鳥取屋内プール (鳥取市天神町50-3)	スポーツ(水泳)の振興と県民の心身の健全な発達に寄与する。	・敷地面積 4,007㎡ ・延床面積 1,769㎡ ・使用料あり	鳥取産業体育館と一体管理
	米子産業体育館 (米子市東福原八丁目27-1)	県民に体育及び集会等のための場を提供し、体育及び産業の振興並びに福祉の増進に資する。	・敷地面積 20,925㎡ ・延床面積 8,257.93㎡ ・使用料あり	・(財)鳥取県体育協会・ (株)ジーコミュニケーションネットワーク共同企業体 ・H21.4.1～H26.3.31 ・9人 (うち正職員4人)
	米子屋内プール (米子市皆生温泉三丁目18-3)	スポーツ(水泳)の振興と県民の心身の健全な発達に寄与する。	・敷地面積 14,325㎡ ・延床面積 プール棟 2,102㎡ 管理棟 1,414㎡ トレーニング棟 1,490㎡ ・使用料あり	・(財)鳥取県体育協会 ・H21.4.1～H26.3.31 ・14人 (うち正職員5人)
教育委員会 事務局 スポーツ健康教育課	倉吉体育文化会館 (倉吉市山根529-2)	県民の体育及び文化に関する活動の推進。	・敷地面積 19,720㎡ ・延床面積 体育館5,889㎡ 会館2,070㎡ ・使用料あり	・(財)鳥取県体育協会 ・H21.4.1～H26.3.31 ・9人 (うち正職員5人)
	武道館 (米子市両三柳3192-14)	スポーツ(武道)の振興と県民の心身の健全な発達に寄与する。	・敷地面積 20,000㎡ ・延床面積 8,995㎡ ・使用料あり	・(財)鳥取県体育協会 ・H21.4.1～H26.3.31 ・9人 (うち正職員4人)
	ライフル射撃場 (西伯郡南部町猪小路806)	ライフル射撃競技の普及・発展のため。	・敷地面積 14,987㎡ ・建築面積 1,019㎡ ・使用料あり	・鳥取県ライフル射撃協会 ・H21.4.1～H26.3.31 ・協会会員：常勤なし

注1 業務効率推進課のホームページより作成。

2 東郷湖羽合臨海公園（引地地区：燕趙園とその周辺）については、別途追加指定された飲食施設及び売店は別施設として扱った。

資料2

利用者数等一覧

（単位：人）

指定管理施設名	H17(a)	H18	H19	H20	H21	H22(b)	b/a%
人権ひろば21	(4,971)	4,981	4,820	4,990	3,565	3,577	72.0
夢みなとタワー	(62,773)	62,567	61,891	72,174	139,403	168,041	267.7
県民文化会館	(317,160)	301,581	299,752	283,152	304,762	314,724	99.2
倉吉未来中心	(270,124)	247,400	263,635	269,762	233,703	210,069	77.8
米子コンベンションセンター	(241,610)	237,452	223,216	242,376	263,273	253,859	105.1
童謡館	(119,126)	123,205	124,854	116,206	107,084	89,561	75.2
障害者体育センター	(7,708)	8,785	8,559	7,060	7,229	8,138	105.6
鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園	(136)	146	144	142	144	144	105.9
皆生尚寿苑	(138)	139	138	139	135	140	101.4
福祉人材研修センター	(41,414)	41,365	40,765	54,870	52,584	45,631	110.2
鳥取砂丘こどもの国	(147,295)	162,073	146,413	140,044	150,373	135,427	91.9
氷ノ山自然ふれあい館	(34,761)	41,693	40,459	40,624	34,817	33,259	95.7
東郷湖羽合臨海公園（引地地区：燕趙園とその周辺）	(126,638)	135,039	129,272	112,107	108,837	82,818	65.4
東郷湖羽合臨海公園（飲食施設及び売店）	—	—	—	—	—	26,041	—
東郷湖羽合臨海公園（引地地区以外）	(409,774)	429,937	443,717	409,665	417,523	406,147	99.1
布勢総合運動公園	(1,008,098)	972,166	1,038,232	1,060,916	1,130,908	1,130,063	112.1
農村総合研修所	(5,805)	6,092	5,572	6,295	6,226	6,843	117.9
とっとり花回廊	(400,694)	383,878	360,835	389,092	409,790	381,314	95.2
鳥取二十世紀梨記念館	—	—	—	(99,760)a	61,699	96,190	96.4
とっとり出合いの森	不明	101,717	95,419	104,274	114,297	103,167	—
みなとさかい交流館	(15,238)	17,090	18,922	22,310	19,235	22,029	145.6
大山駐車場	(37,905台)	28,228台	40,215台	30,255台	28,812台	37,917台	100.0
生涯学習センター	(47,816)	70,318	70,264	79,004	77,207	76,565	160.1
鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール	(147,998)	161,892	146,822	164,318	168,497	161,487	109.1
米子産業体育館	(98,907)	75,899	116,437	85,755	90,618	97,134	98.5
米子屋内プール	(67,374)	72,825	80,841	81,943	71,203	78,713	116.8
倉吉体育文化会館	(123,910)	166,076	154,403	146,661	179,083	193,432	156.1
武道館	(81,452)	88,659	96,993	104,284	106,233	105,911	130.0
ライフル射撃場	(339)	420	339	346	358	381	112.4

注1 () は指定管理者制度の導入前

2 童謡館は、改修工事のため平成23年2～3月休館。

資料3

修繕費等一覧

指定管理施設名	建築年	H21指定管理者負担額			H22指定管理者負担額			責任区分
		50万円以上	50万円未満	合計	50万円以上	50万円未満	合計	
人権ひろば21	S40	—	—	—	—	—	—	全額県負担
夢みなとタワー	H9		3,964,848	3,964,848		2,576,786	2,576,786	50万円以上 県負担
県民文化会館	H5		1,808,730	1,808,730	782,250	3,099,531	3,881,781	
倉吉未来中心	H12		2,711,663	2,711,663		4,859,971	4,859,971	
米子コンベンションセンター	H10		10,499,014	10,499,014		9,286,715	9,286,715	
童謡館	H7	765,450	2,527,350	3,292,800	549,150	2,365,125	2,914,275	
障害者体育センター	S52		51,838	51,838		200,720	200,720	
鹿野かちみ園及び 鹿野第二かちみ園	S53		447,393	447,393	1,630,052	1,193,600	2,823,652	
皆生尚寿苑	S46		1,885,266	1,885,266	1,413,111	1,457,214	2,870,325	
福祉人材研修センター	H13		1,310,054	1,310,054		1,337,085	1,337,085	
鳥取砂丘こどもの国	H11		4,755,844	4,755,844		3,690,558	3,690,558	
天神川流域下水道	S58	6,163,500	5,223,487	11,386,987	6,447,000	3,589,033	10,036,033	250万円以上 県負担
氷ノ山自然ふれあい館	H10		1,607,747	1,607,747		872,995	872,995	50万円以上 県負担
東郷湖羽合臨海公園（引地地区：燕趙園とその周辺）	H7		832,352	832,352		1,008,972	1,008,972	
東郷湖羽合臨海公園（飲食施設及び売店）	H10	—	—	—	20,005,321	84,000	20,089,321	
東郷湖羽合臨海公園（引地地区以外）	S54	525,000	1,585,365	2,110,365		4,748,432	4,748,432	
布勢総合運動公園	S59	1,260,000	13,185,446	14,445,446		14,447,310	14,447,310	
農村総合研修所	S59		8,400	8,400		1,947,755	1,947,755	指定管理者 負担（一部 県負担）
とっとり花回廊	H10	651,000	6,585,704	7,236,704	20,790,000	4,068,609	24,858,609	50万円以上 県負担
鳥取二十世紀梨記念館	H12		581,700	581,700		1,216,866	1,216,866	
とっとり出合いの森	H9		1,171,427	1,171,427		1,700,527	1,700,527	
境港水産物地方卸売市場	S52		7,902,272	7,902,272	682,500	9,145,937	9,828,437	
みなとさかい交流	H9		4,037,529	4,037,529		3,903,947	3,903,947	

館								
大山駐車場	S63		1,055,258	1,055,258		791,804	791,804	
生涯学習センター	S54		4,020,566	4,020,566		4,040,932	4,040,932	
鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール	S54		3,138,037	3,138,037		1,879,826	1,879,826	
米子産業体育館	S56		29,967	29,967		359,625	359,625	
米子屋内プール	S55		2,680,584	2,680,584		2,018,880	2,018,880	
倉吉体育文化会館	S51		1,544,430	1,544,430		1,057,349	1,057,349	
武道館	H12		1,184,820	1,184,820		1,263,020	1,263,020	
ライフル射撃場	S57	—	—	—	—	—	—	全額県負担

資料4

指定管理者制度の見直し状況

実施時期	項目	内 容	
19年9月	施設管理状況の点検	施設の適正な管理運営を図るため、県は毎年度点検評価を行うとともに、必要に応じて外部有識者から意見を聴取する。	募集要項通知
20年2月	具体的な選定結果の公表	選定基準ごとの応募者別の具体的な評価を記載した審査結果を議会に報告するとともにHPで公表する。	募集要項
20年3月	指定期間の延長	積極的な事業展開や人材の確保、雇用の安定を図るため、指定期間を3年から5年に延長する。	設管条例
	指名指定に係る余剰金の取扱い	募集の際競争原理が働かない点を考慮し、余剰金の全額を県に返還後、真に経営努力といえる経費の1/2を翌年度補助金交付する。	募集要項協定書
	施設従業者の雇用安定	現在の施設従業者の継続雇用に関する方針を審査項目に入れ、選定の際に評価する。	募集要項
	障害者雇用	障害者雇用の状況を審査項目に入れ、選定の際に評価する。	募集要項
	男女共同参画認定企業	鳥取県男女共同参画推進企業の認定状況を審査項目に入れ、選定の際に評価する。	募集要項
	ISO14001、TEAS1種の認証登録	ISO14001又はTEAS1種の認証登録の状況を審査項目に入れ、選定の際に評価する。	募集要項
	管理体制の点検	職員の配置状況等の管理体制について業務報告書により毎月点検する。	協定書
20年4月	労働法制等の関係法令の遵守	労働基準法等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く）を受けた法人等でないこと。	募集要項
		関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況を審査項目に追加するとともに、業務報告書により毎月点検する。	募集要項協定書
20年10月	再委託業務の点検	再委託業務に支障が生じないように、再委託先や選定方法、落札額などを業務報告書により毎月点検する。	協定書
21年3月	募集期間の確保	応募の準備に十分な期間を確保するため、募集期間を1ヶ月から1ヶ月半に延長する。	募集要項
	J V方式の推奨・周知	民間事業者が応募しやすいための工夫として共同企業体協定書様式を参考添付する。	募集要項
21年5月	施設の管理運営に関する実地調査	施設の管理の適正を期するため、県は原則毎年度実地検査を実施する。	通知

22年3月	行政事務からの暴力団排除	発注先を含め、暴力団関係者の排除を規定する。	募集要項 協定書 通知
	再委託等の県内業者への優先発注	県内需要拡大のため、指定管理者の行う再委託等は県内業者へ優先発注する。	募集要項 通知
	再委託等の入札等の実施	再委託等において適正価格が確保されるよう、予定価格の設定や低価格入札への対応を実施する。	通知
22年10月	指名指定の審査結果の点数化	公募の場合と同様に数値化することで視認性を高めるという観点から、指名指定の審査結果を点数化する。	審査表

資料5

地方自治法（抜粋）

第十章 公の施設

（公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第244条の3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
- 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て)

第244条の4 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

- 2 第138条の4第1項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。
- 3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第1項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
- 5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならない。
- 6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求（第1項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

資料6

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

(平成16年12月28日鳥取県条例第67号)

最終改正：平成21年7月11日

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 指定管理者の指定等（第4条—第13条）
- 第3章 審査委員会（第14条—第19条）
- 第4章 異議申出（第20条—第23条）
- 第5章 管理の特例等（第24条—第26条）
- 第6章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、県の公の施設の管理を行わせる同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の手

続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者に管理を行わせる施設)

第2条 指定管理者に管理を行わせることができる公の施設については、それぞれの公の施設の管理に関する条例の定めるところによる。

(指定管理者となることができない法人等)

第3条 鳥取県議会の議員、知事、副知事、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）の選定の決定に関与する県の職員、法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等（以下「役員等」という。）に就任している法人その他の団体（境港管理組合を除く。）は、指定管理者になることができない。

第2章 指定管理者の指定等

(指定管理者の指定の申請)

第4条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）は、申請書に次に掲げる書類を添付して、指定管理者の指定を受けようとする公の施設を管理する知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）の指定する日までに、当該知事等に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理の業務に関する事業計画書（次条及び第20条第2項において「事業計画書」という。）
- (2) 法人等に係る申請の日の属する事業年度の前3事業年度（知事等がこれにより難いと認める場合にあつては、知事等が別に指定する事業年度。次号において同じ。）における貸借対照表及び損益計算書その他の法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (3) 法人等に係る申請の日の属する事業年度の前3事業年度における事業報告書その他の法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事等が必要と認める書類

2 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は次条若しくは第6条第1項の規定による選定を辞退した法人等（以下「指定取消法人等」という。）は、当該取消し又は辞退の日から起算して3年間、前項の規定による申請をすることができない。

3 指定取消法人等は、当該取消し又は辞退に係る公の施設については、当該公の施設の管理に関する条例（以下「個別条例」という。）に定める指定管理者の管理の期間（以下「指定期間」という。）の満了後2回の指定期間に係る第1項の規定による申請をすることができない。

4 指定取消法人等以外の法人等であつて、指定取消法人等の代表者が役員等に就任している法人等は、指定取消法人等とみなして前2項の規定を適用する。

(選定基準)

第5条 知事等は、前条第1項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容を審査し、当該申請に係る公の施設の指定管理候補者を選定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が当該申請に係る公の施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。
- (2) 事業計画書の内容が当該申請に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、当該申請に係る公の施設の管理の業務に係る経費の効率化が図られるものであること。
- (3) 法人等が事業計画書に沿った当該申請に係る公の施設の管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。

- (4) その他知事等が当該申請に係る公の施設の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

(指定管理候補者の選定の特例)

第6条 知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定によらず指定管理候補者を選定することができる。

- (1) 公の施設の設置目的、特性、規模等を考慮し、特に必要があると認められるとき。
- (2) 第4条第1項の規定による申請がなかったとき、又は前条の審査の結果、指定管理候補者を選定することができなかったとき。
- (3) 指定管理候補者を指定管理者として指定することができなくなり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。
- (4) 指定管理者が法第244条の2第11項の規定により、その指定を取り消されたとき。

2 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、知事等は、選定を行おうとする法人等と協議し、第4条第1項各号の書類の提出を求め、前条各号に掲げる基準によって審査し、当該法人等を指定管理候補者に選定するものとする。

3 第1項第1号の規定により指定管理候補者を選定しようとするときは、個別条例にこの旨を定めるものとする。

(指定管理者の指定等)

第7条 知事等は、第5条又は前条の規定により選定した指定管理候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を得たときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

(協定の締結)

第8条 知事等は、指定管理者と当該公の施設（以下この章において「管理施設」という。）の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理施設の管理に関する事項
- (2) 法第244条の2第7項の事業報告書に関する事項
- (3) 県が支払うべき管理の業務に係る費用に関する事項
- (4) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (5) 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (6) その他知事等が別に定める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書（以下「事業報告書」という。）を作成し、知事等に提出しなければならない。ただし、年度の中途において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日から起算して30日以内に、当該年度分として、当該指定を取り消された日までの期間について事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

- (1) 管理施設の管理の業務の実施状況及び利用者の利用状況
- (2) 管理施設の利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理施設の管理に係る経費の収支状況
- (4) その他知事等が管理施設の管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項

2 知事等は、前項の規定による事業報告書の提出があったときは、速やかに、その内容を、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他規則で定める方法により公表するものとする。

(損失の補償)

第10条 県は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損失が生じても、その補償の責めを負わない。

(原状回復義務等)

第11条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなった管理施設及びその設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事等の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者は、故意又は過失により管理施設の施設若しくは設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかにこれを原状に回復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事等が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持義務)

第12条 指定管理者若しくは指定管理者であった者又は管理施設の業務に従事している者若しくは従事していた者は、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、管理施設の管理に関し知り得た秘密を漏らし、又は管理施設の管理以外の目的に使用してはならない。

(情報の開示)

第13条 指定管理者は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の趣旨にのっとり、管理施設の管理に関して保有する情報の開示に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第3章 審査委員会

(委員会の開催)

第14条 知事等は、第5条、第6条第2項又は第22条第3項の規定による審査を行う場合は、公の施設を所管する知事の事務部局、教育委員会又は企業局（以下「所管部局等」という。）において審査委員会（以下「委員会」という。）を開催するものとする。

(委員の構成)

第15条 委員会の委員（以下単に「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから知事等が委嘱する。

- (1) 所管部局等の職員
- (2) 学識経験者
- (3) 公認会計士又は税理士
- (4) 当該公の施設に関する有識者

2 委員の委嘱期間は、委嘱の日から第8条第1項の協定を締結する日までとする。

(庶務)

第16条 委員会の庶務は、所管部局等において処理する。

(関係者等の出席等)

第17条 委員会は、委員会における審査のため必要があると認めるときは、第4条第1項の規定による申請を行った法人等（以下「応募者」という。）、指定管理候補者に選定しようとする法人等その他の関係者に対して

委員会への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(公正の確保等)

第18条 委員は、厳正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、委員会において知り得た情報を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。
- 3 委員は、応募者若しくは指定管理候補者に選定しようとする法人等（以下「応募者等」という。）又はその代理人から、審査に関する説明、交渉等を要求されたとき（委員会において要求されたときを除く。）は、速やかにその旨を知事等に報告しなければならない。
- 4 委員は、応募者等及びその構成員と自己並びに父母、祖父母、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹並びにこれらの者と生計を同じくしている者の従事する業務に直接の利害関係があるときは、委員会において、自らその関係について申し出て、他の委員の同意を得なければ、審査に参加することができない。
- 5 知事等は、委員が前2項の規定による報告又は申出をすべき事実がありながら報告又は申出を行わなかったときは、その委員を審査に参加させないものとするとともに、公正な審査を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(雑則)

第19条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

第4章 異議申出

(審査結果の通知等)

第20条 知事等は、委員会における審査の結果を、知事等に対して異議の申出ができる旨を明記して応募者等に通知するものとする。

- 2 知事等は、前項の通知を行ったときは、速やかに、委員会における審査の結果及び指定管理候補者に選定しようとする法人等の事業計画書を、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他規則で定める方法により公表するものとする。

(異議申出の期間等)

第21条 前条第1項の通知を受けた応募者等は、委員会における審査の結果に不服があるときは、当該通知を受け取った日から起算して4日以内に、知事等に異議を申し出ることができる。

- 2 前項に規定する期間（以下「異議申出期間」という。）の計算は、その期間中に日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日を含まないものとする。
- 3 第1項の規定による異議の申出（以下「異議申出」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。
 - (1) 異議申出をする法人等の名称、住所及び代表者の氏名
 - (2) 異議申出の趣旨及び理由
 - (3) 異議申出の年月日

(異議申出に対する決定等)

第22条 知事等は、異議申出が異議申出期間の経過後になされたものであるときは、当該異議申出を却下する。

- 2 知事等は、異議申出に理由がないときは、当該異議申出を棄却する。
- 3 知事等は、異議申出に理由があると認めるときは、これを委員会の審査に付し、指定管理候補者に選定しようとしていた法人等について第17条に定める手続を経て、審査結果を変更することができる。
- 4 知事等は、前項の規定による変更後の審査結果（以下「再審査結果」という。）を応募者等に通知するものとする。

とする。

- 5 応募者等は、再審査結果に関し、異議を申し出ることができない。
- 6 知事等は、第3項の規定による変更をしたときは、速やかに、これをインターネットを利用して閲覧に供する方法その他規則で定める方法により公表するものとする。

(雑則)

第23条 この章に定めるもののほか、異議申出の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 管理の特例等

(指定の取消し等をしようとする場合の手續)

第24条 知事等は、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消そうとするときは、行政手続法(平成5年法律第88号)第3章の定めるところにより、当該指定の取消しの対象となる指定管理者について、同法第13条第1項第1号に規定する聴聞の手續を執るものとする。

- 2 知事等は、法第244条の2第11項の規定により期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じようとするときは、行政手続法第3章の定めるところにより、当該命令の対象となる指定管理者について、同法第13条第1項第2号に規定する弁明の機会の付与の手續を執るものとする。

(指定管理者の指定の取消しの場合の措置)

第25条 知事等は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、当該指定の取消しに係る公の施設の管理を自ら行うことができる。

- 2 前項の規定により公の施設の管理を知事等が自ら行おうとするときは、知事等は、規則又は教育委員会規則(以下「規則等」という。)で、その旨及び自ら管理を行う期間並びに当該期間経過後に新たな指定管理者が行う管理の期間を定めるものとする。
- 3 第1項の規定により公の施設の管理を知事等が自ら行う場合(以下「直営管理する場合」という。)における個別条例に定める指定管理者が行うべき業務は、知事等が行うものとし、その具体的内容は、知事等が規則等で定める。
- 4 直営管理する場合で、個別条例において指定管理者が知事等の承認を得て、当該公の施設の開所時間、休所日、利用料金の額その他の事項(以下「承認事項」という。)を定めることとされているときの当該承認事項は、個別条例の定めるところにより知事等の承認が得られているときにあっては当該承認の内容のとおりとし、個別条例の定めるところにより知事等の承認を得られていないときにあっては知事等が規則等で定める。
- 5 指定管理者の指定の取消しに伴い知事等が行うこととなる新たな指定管理者の指定の手續であつて、この条例に規定する手續の例外となる事項は、知事等が規則等で定める。
- 6 第2項から前項までの規定により知事等が定める規則等の内容は、指定の取消しに係る公の施設の管理を知事等が自ら行うために必要最小限度のものでなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、指定管理者の指定の取消しに伴い知事等が行うこととなる措置に関し必要な事項は、知事等が規則等で定める。
- 8 知事等は、第2項から第5項まで及び前項の規定により定めた規則等の内容を、当該規則等を定めた日以降の最初の鳥取県議会(以下「県議会」という。)に報告しなければならない。

(指定管理者の管理の業務の停止を命じた場合の措置)

第26条 知事等は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときは、停止を命じた業務の範囲内において当該命令に係る公の施設の管理を自ら行うことができる。

- 2 前項の規定により公の施設の管理を知事等が自ら行おうとするときは、知事等は、規則等で、その旨及び自

ら管理を行う期間を定めるものとする。

- 3 直営管理する場合における個別条例に定める指定管理者が行うべき業務は、停止を命じた業務の範囲内において、知事等が行うものとし、その具体的内容は、知事等が規則等で定める。
- 4 前2項の規定により知事等が定める規則等の内容は、業務停止の命令に係る公の施設の管理を知事等が自ら行うために必要最小限度のものでなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理者の業務の停止命令に伴い知事等が行うこととなる措置に関し必要な事項は、知事等が規則等で定める。
- 6 知事等は、第2項、第3項及び前項の規定により定めた規則等の内容を、当該規則等を定めた日以降の最初の県議会に報告しなければならない。

第6章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事等が別に定める。

資料7

地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）（抜粋）
〔総務省自治行政局長通知〕（平成15年7月17日総行行第87号）

第2 公の施設の管理に関する事項

今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、下記の点に留意のうえ、公の施設の適正な管理に努められたいこと。

1 指定管理者に関する事項

- (1) 今般の改正により導入される指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は民間事業者等が幅広く含まれるものであること。（第244条の2第3項関係）
- (2) 地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用の許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収（第231条の3）、不服申立てに対する決定（第244条の4）、行政財産の目的外使用許可（第238条の4第4項）等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできないものであること。（第244条の2第3項関係）
- (3) 指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等であること。（第244条の2第6項関係）

2 条例で規定すべき事項

- (1) 指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、その具体的な内容は以下のとおりであること。（第244条の2第4項関係）
 - ①「指定の手續」としては申請の方法や選定基準等を定めるものであること。

なお、指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておく方法が望ましいものであること。

 - ア 住民の平等利用が確保されること。
 - イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
 - ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

②「管理の基準」としては、住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件（休館日、開館時間、使用制限の要件等）のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものであること。

③「業務の範囲」としては、指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲を規定するものであり、使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定するものであること。

(2) 旧法第244条の2第4項及び第5項と同様、指定管理者制度においても、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができることとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとしていること（第244条の2第8項及び第9項関係）。

(3) 指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者間で協定等を締結することが適当であること。

3 適正な管理の確保等に関する事項

(1) 「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。（第244条の2第7項関係）

(2) 清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。

(3) 指定管理者が通じて取得した個人情報については、その取扱いについて十分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずべきものであること。また、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮されたいこと。

その際、「地方公共団体における個人情報保護対策について」（平成15年6月16日付け総行経第91号総務省政策統括官通知）の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

4 その他

道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。

資料8

総行経第38号

平成22年12月28日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議長
各指定都市議会議長

} 殿

総務省自治行政局長

指定管理者制度の運用について

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設

の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられたところです。

本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第252条の17の5に基づき助言します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしくお願いいたします。

記

- 1 指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。
- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること。
- 3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとしてとされている。この期間については、法令上具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。
- 4 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。
- 5 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっては、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- 7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報適切に保護されるよう配慮すること。
- 8 指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。